明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令（農林水産三八）　一
〔告　示〕
○電波の規正に関する通報を送信する無線局の運用に関する件（総務二二五）　四
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を廃止する件（同二二六）　六
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同二二七）　六
○著作権に関する講習会の件（文化庁三九）　八
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一一（平成二十三）年一～三月期）（内閣府）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
型式適合認定関係
地方公共団体
行旅死亡人、法人設立認可取消処分関係
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第三十八号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）及び家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百七十号）の施行に伴い、並びに家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項、第三条の二第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第三項、第十一条、第十三条第四項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条並びに第五十二条、家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）第一条、第三条第二項、第九条並びに第十条第三項及び第四項並びに農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十四条第三項（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）及び第百十五条第一項第三号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第一条　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項」の下に「の表」を加える。

第一条の二中「家畜伝染病は」の下に「、牛疫、牛肺疫」を加え、「及び高病原性鳥インフルエンザ」を「、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ」に改め、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（病原性が高いニューカッスル病）

第一条の二　法第二条第一項の表及び令第一条の表の農林水産省令で定めるニューカッスル病は、次に掲げるものとする。

一　鶏の初生ひなにおけるその病原体のＩＣＰＩ（脳内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。）が〇・七以上であるニューカッスル病

二　次のいずれにも該当するニューカッスル病

イ　その病原体のＦ蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。

ロ　その病原体のＦ蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。

第二条中「届出伝染病」を「農林水産省令で定める伝染性疾病」に、「相当下欄」を「同表の下欄」に改め、同条の表ブルータングの項、悪性カタル熱の項、類鼻疽の項及び破傷風の項中「しか」を「鹿」に改め、同表気腫疽の項中「気腫疽」を「気腫疽」に、「しか」を「鹿」に改め、同表レプトスピラ症（レプトスピラ・ポモナ、レプトスピラ・カニコーラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリポティフォーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オータムナーリス及びレプトスピラ・オーストラーリスによるものに限る。）の項中「しか」を「鹿」に改め、同表サルモネラ症（サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリティディス、サルモネラ・ティフィムリウム及びサルモネラ・コレラエスイスによるものに限る。）の項中「しか」を「鹿」に、「七面鳥、うずら」を「うずら、七面鳥」に改め、同表野兎病の項中「野兎病」を「野兎病」に、「、兎」を「、うさぎ」に改め、同表小反芻獣疫の項を削り、同表伝染性膿疱性皮膚炎の項中「しか」を「鹿」に改め、同表山羊関節炎・脳脊髄炎の項中「山羊関節炎・脳脊髄炎」を「山羊関節炎・脳脊髄炎」に改め、同表豚エンテロウイルス性脳脊髄炎の項中「豚エンテロウイルス性脳脊髄炎」を「豚エン